

## 当協会定款の一部変更に関する事項

## 当協会定款の一部変更に関する事項

### 1. 当協会の定款第24条の変更理由

当協会の現定款は、平成22年10月1日の公益社団法人登記日をもって施行したものであるが、当定款の第5章、第24条第1項において、役員の数数を理事10名以上14名以内、監事2名と定めている。

このたびの三浦理事急逝に伴う理事の補充は、可及的速やかに対応することができたが、今後、このような不測の事態による理事の定数割れに対処するため、理事の定数を5名以上12名以内と変更いたしたく、定款の一部変更を提案するものである。

変 更 後	変 更 前
第24条 この法人に、次の役員を置く (1) <u>理事5名以上12名以内</u> (2) 監事2名	第24条 この法人に、次の役員を置く (1) <u>理事10名以上14名以内</u> (2) 監事2名

### 2. 理事の定数に関する経緯

理事の定数は、当協会設立時（昭和52年10月）には「15名」であったが、昭和63年に、「14名以上18名以内」に改訂された。

当時は、正会員数39名（このうち地方自治体12名）に対し、理事数は17名（このうち地方自治体4）であった。

現定款の理事の定数は、平成22年の公益法人移行申請の際に変更したもので、新制度では、理事会は理事の過半数の出席がなければ開くことができず、また、代理人による議決権の行使が認められなくなったためである。

従来から、地方自治体の首長の理事会出席は困難で、代理人による出席が多かったため、やむを得ず、地方自治体の理事をゼロとし、理事の定数を出席可能な「10名以上14名以内」に変更したものである。

因みに、現在は、正会員数57名（このうち地方自治体4名）に対して、理事数10名である。

なお、一般社団・財団法人法第65条第3項において、理事会を設置する法人の理事の人数の下限は3名と定められているが、定員の上限、上限と下限の幅についての定めはない。

以上